

令和8年度

福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

◆令和8年4月1日～令和9年3月31日までに実施する以下の事業

訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業

◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導

◆申請受付期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月10日

要件等

- 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

- 複数名訪問看護

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

1 同行する職種	2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内1人又は2人	4,500円/回	2分の1	週1回まで
	同一建物内3人以上	4,000円/回		
准看護師	同一建物内1人又は2人	3,800円/回		
	同一建物内3人以上	3,400円/回		
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000円/回		週3回まで
	同一建物内3人以上	2,700円/回		

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。

(2) 複数名精神科訪問看護

1 同行する職種	2 補助基準額			3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり	
看護師、保健師、作業療法士	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円	2分の1	原則 週3日まで
	同一建物内 3人以上	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円		
准看護師	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円		
	同一建物内 3人以上	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円		
看護補助者、精神保健福祉士	同一建物内 1人又は2人	3,000円/回				
	同一建物内 3人以上	2,700円/回				

- ※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。
- ※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。
- ※ 30分/回以上の訪問であること。

(3) 複数名訪問歯科衛生指導

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師	1,500円/回	2分の1	原則 月4回まで

- ※ 20分/回以上の訪問であること。
- ※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ

詳細は「令和8年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。

